

第6次南伊豆町総合計画等策定の基本方針（案）

1 経緯

本町では、改正前の地方自治法に基づいて策定した「第5次南伊豆町総合計画」の終期を迎えるにあたり、新たな総合計画策定の検討に入りました。

総合計画については、法律上の策定義務がなくなりましたが、それぞれの自治体において、策定の範囲や考え方は異なりますが、地方公共団体の最上位計画として、ほとんどの地方公共団体が法規定削除後も総合計画を策定し、当該計画を中心に自治体運営を進めている状況です。

本町では、第6次となる新たな総合計画の策定について検討した結果、これまでと同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造からなる総合計画を策定し、同計画に基づく計画的なまちづくりの推進を図るため、公共計画としての視点に立った総合計画として策定していくことを基本とし、総合計画策定の根拠ともなる「南伊豆町総合計画の策定等に関する条例」を制定し、まちづくりのための新たな総合計画の策定に取り組むこととしました。

2 趣旨

第6次総合計画では、人口減少、少子高齢、経済衰退など、地域における様々な課題を克服し、若しくは、それらをもうまくいなしていくことで、将来にわたって、この南伊豆地域での人の営みを継続していけるよう、持続可能な地域づくりを進めていくための指針とするべく、地域づくりの方向性を、これまでの発展型から、集約・集中型としていくことへの言及についても恐れることなく審議を重ね、地域への愛着と誇り、生活への安心、未来への希望を、引き続き享受することのできる構想策定を推進することとし、その具現化を図るための実施計画、直面する課題の克服等による地域創生を図るためのまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めていくこととします。

3 策定する計画

(1) 第6次南伊豆町総合計画

まちづくりの指針として定める計画で、基本構想、基本計画、実施計画からなり、計画期間を10年として定めます。なお、南伊豆町人口ビジョンが目標とする2060年の南伊豆町の理想的な姿を描くことで、新たな総合計画で示す10年間の構想、取り組みの方針を導き出していきます。

(2) 南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略

新たに策定する南伊豆町総合計画及び見直しを図る南伊豆町人口ビジョンを踏まえ、町が安定した人口構造を維持し、将来にわたって活力ある地域の構築を実現するための計画を示すもので、総合計画上の実施計画と密接に絡むものとなり、計画期間を5年として定めます。

(3) 南伊豆町人口ビジョン

長期的な人口ビジョンとして策定している「南伊豆町人口ビジョン」の見直しを図り、町の人口の現状と将来の姿を示すもので、このビジョンで定める将来人口目標に基づき総合計画の方向性、総合戦略における取組目標について検討を進めることとし、人口問題に関する基本的認識の共有を図り、今後取り組むべき方向性を示します。

4 策定する時期

令和2年末

5 計画の策定体制

(1) 南伊豆町総合計画等審議会

それぞれの計画を策定するための審議機関として設置するもので、町内各機関の代表、公募による委員、学識経験を有するアドバイザーからなります。町長からの諮問を受け、総合計画及び総合戦略の策定、人口ビジョンの見直しについて多角的な見地からの審議を行い答申します。

(2) 総合計画等策定ワーキング

町民各層で構成する組織で、総合計画、総合戦略を中心としたまちづくりについての提案を行います。

(3) 総合計画等策定庁内ワーキング

南伊豆町職員で構成し、庁内における検討会のほか、総合計画等策定ワーキングにおける検討の際のコーディネーターとして参加します。

(4) 南伊豆町百人委員会

町民各層で構成する常設のまちづくり委員会で、行政改革、商工・観光、福祉・教育、農林水産、次世代育成、公共交通、防災対策の7つの部会で構成し、講演会、勉強会、ワークショップなどを通して総合計画等の策定にも協力します。

※総合計画等策定ワーキングのメンバーは、基本的に百人委員会 に属します。